

## 鳴門市本人通知制度登録申請書

鳴門市長 宛

鳴門市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請日

申請年月日： 年 月 日

登録者本人	フリガナ	ナルト ハナコ	連絡先 (電話番号)	088-000-000 (携帯電話の方がつながりやすいのであればその番号の記入をお願いします。)
	申請者氏名 (通知対象者)	鳴門 花子		
	生年月日	昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日	※昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください	
	現住所	(〒772 - 〇〇〇〇 ) ※住所は住民票登録地を記入してください。 鳴門市〇〇町〇〇字〇〇1番地2		

通知を希望する証明書に☑をしてください。

通知対象証明書	<input type="checkbox"/> 住民票（除票を含む）の写し	住所 ☑現住所と同じ	登録者本人の住所と同じ場合は、「☑現住所と同じ」にチェックを入れたら記入の必要はありません。 除票の通知（今は鳴門市外に住所がある方）をご希望の方は、鳴門市に住民登録をしていたときの住所をご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 住民票（除票を含む）記載事項証明書	住所 ☑現住所と同じ	
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む）の附票の写し	本籍・筆頭者 鳴門市〇〇町〇〇字〇〇123番地 鳴門 太郎	
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む）の謄本・抄本	本籍・筆頭者 同上	例えば、 ※婚姻前に親の戸籍に入っていた ※今は離婚や養子離縁したが、婚姻時及び養子縁組時に鳴門市に戸籍があった ※今の本籍は鳴門市ではないが転籍前の本籍が鳴門市である 等、様々な場合も希望することができますので、その場合はその時の本籍・筆頭者も記入していただければと思います。
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む）記載事項証明書	本籍・筆頭者 同上	

※代理人による申請の場合は、以下の欄も記入してください。

代理人	フリガナ		連絡先 (電話番号)	※昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください
	代理人氏名			
	生年月日	年 月 日		
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ (〒 - ) ※住所は住民票登録地を記入してください。		
登録者との関係	1. 法定代理人 <input type="checkbox"/> 親権者 ( ) <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 2. その他の代理人 ( )			

※以下の欄は記入しないでください。

本人確認	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	受付	入力		名簿
	1点 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		住民票	戸籍 除籍	
権限確認	2点 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	日付			
	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	担当			
世帯番号		宛名番号			

## 注 意 事 項

- 1 この制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とし、証明書を第三者に交付したときに、事前登録した者（以下「登録者」という。）に対してその交付した事実を通知する制度です。
- 2 対象となる証明書
  - (1)住民票の写し（除票、改製原を含む）
  - (2)住民票記載事項証明書（除票、改製原を含む）
  - (3)戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む）
  - (4)戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む）
  - (5)戸籍記載事項証明書（除籍、改製原を含む）
- 3 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者を除きます。
  - (1)住民票関係・・・同一の世帯に属する者
  - (2)戸籍関係・・・戸籍に記載ある者、その配偶者、その直系親族
  - (3)国又は地方公共団体の機関
- 4 第三者に登録者に係る証明書を交付したときは、登録者に鳴門市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 5 通知書は、登録者に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 6 通知する内容は、第三者に証明書を交付した日、その種別及び通数並びに当該第三者の区分（本人の代理人、第三者）です。交付請求者の住所や氏名を通知することはしません。
- 7 登録に必要な場合、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。
- 8 住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。なお、以下の事由に該当した場合には登録を廃止しますのでご注意ください。
  - (1)死亡、国外転出、居所不明等により登録者の住民票が消除されたとき。
  - (2)郵送した本人通知書等が返戻されるなど、登録者の住所が明らかでなくなったとき。
  - (3)保存期間の経過その他の事由により、当該証明書を第三者に交付することができなくなったとき。
- 9 登録期間は、無期限です。登録を廃止したい場合は、廃止届を提出してください。登録日は原則、申請した日の翌日となりますが、申請内容の審査に時間を要する場合は遅れることがあります。

上記の事項について確認しました。

お忘れなく署名してください

署名